

6 せいとぶ 生徒部より

1 せいかつこころえ 生活心得

～ルールやマナーをきちんと守り、希望の進路を実現する～

(1) ちようかい 懲戒について

A. ちようかい 懲戒とは

本校では法律や学校のルールに違反した行為については、「懲戒」という指導を行います。「懲戒」には、退学・停学・訓告・生徒部長注意があります。このうち退学・停学・訓告は校長が申し渡し及び指導を行います。

停学期間中は授業を受けることができず、別室で課題をすることになります。(出席停止扱い)

また、懲戒指導2回目以降については指導内容が重くなります。

なお、懲戒の申し渡しには、必ず保護者に同伴していただきます。

B. ちようかい たいしやう 懲戒の対象

- ① 喫煙・飲酒およびその予備行為、並びにその同席
- ② 薬物の乱用およびその予備行為、並びにその同席
- ③ 窃盗・横領・恐喝、並びにこれに類する行為
- ④ 暴力行為および暴言、並びにこれに類する行為
- ⑤ 故意による、公共物などの破損または汚損する行為
- ⑥ 車両に関する規定の違反行為
- ⑦ 調査中の不正行為、並びにこれに類する行為
- ⑧ 教育上の指導に対する指導拒否や指導無視等
- ⑨ インターネットやスマートフォン等を使用した誹謗・中傷、画像の無断掲載やコミュニティサイト等利用による問題行動
- ⑩ その他、違反の繰り返いや秩序を乱す行為等、生徒の本分に反した行為

(2) しやりやう かん きてい 車両に関する規定

- ① 登下校に単車・車の使用は禁止です。
- ② 保護者以外の人に車両で送迎してもらうことは禁止です。(祖父母は可)
- ③ 制服または本校の体操服での運転や予備行為はいかなる場合においても禁止です。
- ④ 放課後・休日の部活動等でも、登下校の単車・車の使用は禁止です。
- ⑤ 行事・遠足等の校外活動においても、単車・車の使用は禁止です。

(3) ちこく 遅刻について

- ① 8時30分の始業時間に間にあわないことを「学校遅刻」といいます。
- ② 一度登校していても、授業に遅刻することを「業間遅刻」といいます。
- ③ 度重なる遅刻には、学年指導・生徒部指導があります。遅刻しないように心がけてください。

(4) 頭髪について

本来の自分の髪の色や質のままで加工しないこと。染髪や日光・塩素などによる変色、剃りこみ(眉毛も含む)、パーマやアイロンなどによる変形(カール)や変色、エクステンションの加工等は改善の対象です。元々の髪質に特徴がある場合は地毛申請をしていただきますが、その後加工をした場合は地毛登録が無効になり、改善指導を行うこととなります。度重なる指導無視があれば「懲戒」の対象となります。

(5) イエローカード指導について

服装・化粧・装飾品・スマートホン類の違反については、イエローカード制による段階的指導を行います。

指導回数の累積は、違反の繰り返し行為として「懲戒」の対象となります。

本校が期待する、生徒としてのあるべき姿の定着を目指して指導いたします。

A 服装について

- ① 制服を正しく着用すること(シャツは学校指定のみ着用可、改造、スカートの折り込み等の禁止)。制服を改造した場合は学校預かりの上、新しいものを再度購入してもらいます。(スカートの丈については、採寸時にひざの位置にあわせています。それより丈が短い場合は改善してもらいます)。
- ② 防寒着について、制服(ジャケット)の下には学校指定のセーターかベストのみ着用可。ジャケットを着用せずセーター・ベスト・シャツの上に防寒着のみを着て登校してはいけません(防寒着を着る場合は必ずジャケットを着用すること)。防寒着・マフラー・手袋等は登下校、休み時間のみ着用可、授業中は着用しないこと。またスカートの下にジャージ等が見える形ではくのは禁止です。教室内でひざ掛けを使用することは可ですが、腰にまいて廊下を歩くことのないようにしてください。
- ③ その他の服装上の注意として、学校生活においては靴をはくことを基本とします。
スリッパやサンダル、クロックス、ハイヒール、ブーツ等は禁止です。



B 化粧・装飾品について

- ① 化粧など顔や身体を飾るものは禁止です。違反があった場合は改善指導を行います。
- ② 装飾品なども禁止です。違反に対しては預かり及び改善指導を行います。

装飾品に該当するもの

つけまつげ、ネイル(手足の爪の加工等)、ピアス(透明も含む)、ネックレス、指輪、ブレスレット(ミサンガ、スポーツ用等も含む)、カラーコンタクト(度つきも含む)やサングラスなど

注) すぐに改善できないものについては期間を決めて最短で改善してもらいます。
期限が守られない場合はイエローカード加算になります。(エクステンション類、ジェルネイル、アートメイク等)
また、費用が発生しても自己責任でお願いします。

C 携帯電話、その他の電子機器について

授業中や**検査中の使用(着信音を含む)**は厳禁です。使用が発覚した際は預かり指導となります。

また、授業中の使用はイエローカード指導の対象となり、検査中の使用は不正行為による懲戒指導の対象となります。

(6) 運転免許について

安全面を考えると取得しないことが望ましいです。家庭で十分に話し合ってください。

免許を取得するために学校を休んだり、さぼることがあれば指導の対象となります。

(7) アルバイトについて

アルバイトをする必要がある場合は保護者と十分に話し合ってください。

ただし、アルバイトをすることで学校生活に支障(遅刻、欠席の増加、授業態度の悪化など)があった場合、

学校生活を優先してアルバイトをやめてもらうこともあります。

(8) その他

以下の行為は懲戒の対象になる場合があります。

また、校外であっても学校の規則が守られていない場合や迷惑行為は指導します。

- ① マンションや団地等の敷地内(非常階段・ホール・踊り場・駐車場・駐輪場等)に立ち入る行為。
- ② 公園・コンビニ内及びコンビニの駐車場とその周辺で、たむろする行為。
- ③ 校内で盗電する行為。(コンセントやUSBポートの無断使用)
- ④ 保護者以外の人(知人・友人・兄弟・親戚・デリバリー業者など)を校内に呼び込む行為。
- ⑤ 無断で校外に出る行為。